

浜松市市民協働推進委員会の役割と会議の公開等について

1 本市の市民協働

本市は、平成 26 年 12 月に策定した「浜松市総合計画 基本構想 未来ビジョン（資料 3）」において、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』』という 1 世代（＝30 年）先を未来の理想の姿として、都市の将来像を定めている。

市民協働の視点で都市の将来像を実現するため、令和元年 7 月に「浜松市市民協働を進めるための基本指針」（資料 4）を改訂し、多様な主体が協働して取り組んでいく 3 つの柱と、各主体が目指す市民協働の方向性を示している。

2 委員会の設置根拠

浜松市市民協働推進条例（資料 5）第 12 条による

3 委員会の役割

- 市民協働推進基金を原資として市民活動団体へ助成する際の審査（条例第 11 条）
- 浜松市企業の CSR 活動表彰の審査（浜松市企業の CSR 活動表彰実施要綱第 6 条）
- 市民協働の推進に関する事項の調査・審議（条例第 12 条）
- 市民協働の推進に関し、市長へ意見する（条例第 12 条）

4 委員会の活動内容

- はままつ夢基金の審査（団体登録・事業提案）
- 浜松市企業の CSR 活動表彰の審査（資料 6）、制度の見直し
- その他、市の市民協働に関する各種施策に対する意見・助言

5 会議の公開・非公開

- 「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本指針（資料 7）」、「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱（資料 8）」に基づき、委員会は原則、公開とする。
- ただし、会議の一部に非公開とすべき情報（個人情報・法人情報・行政運営情報等）が含まれるときは、必要な範囲で会議を非公開とすることができる。はままつ夢金や CSR 活動表彰の審査については、検討が必要である。毎回、議事に入る前に、公開・非公開を委員に確認する。
- 「浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱（資料 9）」に基づき、会議の議事録は、要点記録により作成し、公開する。